

平成22年度

久山町教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）

平成23年6月

久山町教育委員会

目 次

第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

第 2 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

第 3 久山町教育委員会の平成 22 年度活動の概要について

第 4 久山町教育委員会の基本目標に基づく平成 22 年度久山町教育の主要施策について

第 5 久山町教育委員会の基本目標に基づく平成 22 年度久山町教育の 6 つの施策の点検及び評価について

第 6 点検・評価に関する有識者からの意見について

(資料 1) 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年度6月に交付された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとすることとされた。

第2 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1) 久山町教育委員会は、毎年、主要施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、その事業の目的、課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政のより一層の推進を図る。
- (2) また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、住民への説明責任を果たし、町民とともに、町民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

「久山町教育委員会の基本目標に基づく平成21年度久山町教育の主要施策」

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その事業の目的、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を久山町議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 久山町教育委員会の平成22年度活動の概要について

久山町教育委員会は、久山町町長が久山町議会の同意を得て任命した5名の委員により

組織されている合議体の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を執行している。教育委員会には、教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。平成22年度は、定例会を9回、臨時会1回を開催し、議案5件、その他報告事項、協議事項について審議を行った。自己研鑽として、佐賀県太良町視察研修（1/14～15）を行った。また、町内幼稚園、小中学校への学校訪問を行い、学校教育の現状についての認識を深めるとともに、幼小中PTA役員との交流会（11/26）を昨年度から実施し、保護者の意見を聞く場を設けた。

平成14年7月に策定された「第二次久山町総合計画」において、「農業」と「都市」との共生に向けた「心身ともに健康で豊かな田園文化都市の創造」という将来像を掲げている。この計画の中では、町民、事業者、行政などのすべての立場の人々が、この共通の目標の実現に向けて英知を結集し、参加・共有・連携を図ることが必要であるとしている。

しかし、今日の科学技術の著しい発展や、国際化、情報化の進展、少子高齢化の進行、深刻化する環境問題など、社会の様々な面での変化が急激に進んでおり、人々の価値観や生活様式が多様化している。

このような状況にあって、次代を築き、自己実現を図りながら生きていく子どもたちには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた教育を行うことが必要となっている。

このため、学校・家庭・地域がともに手を携えて、子どもたちに未来を拓く確かな学力、主体的・自立的に行動するための資質や能力を身に付けさせ、一人ひとりの個性を見だし、その伸長を図るとともに、他人を思いやる心、社会に貢献しようとする態度など、豊かな人間性を培うことが重要である。

また、町民一人ひとりが、自己の目標や理想の実現のために生涯を通じて学び続けるとともにすべての町民が参画して、薫り高い文化と伝統が息づく活力ある郷土を築いて行くことが重要である。

このような認識のもとに、久山町教育委員会は教育基本目標として、

- 未来を拓く英知と豊かな創造性や個性に富み、社会の一員として公共の精神に基づく強い自覚と実践力ある町民の育成
- 真理と正義を愛し、命あるものを尊び、他者を思いやり、共に生きる心や自立心を持ち、人権を尊重する町民の育成
- 「道徳の町宣言」を基本理念とする道徳推進運動の充実育成
- 豊かな感性とたくましく生きるための健康や体力に満ちた町民の育成
- 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできたわが町と郷土を愛する態度を養うとともに、国際性豊かな町民の育成

を掲げた。

久山町教育委員会は、この基本目標を達成するため、平成22年度の主要施策を定め、教育分野における地方分権を推進する観点から、幼稚園、小中学校及び関係機関・団体との密接な連携のもと、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策を推進した。

第4 久山町教育委員会の基本目標に基づく平成22年度久山町教育の主要施策

I 人間性と創造性をはぐくむ学校教育の充実

子ども(注：幼児・児童・生徒)たちの学びの環境が大きく変化する中、新しい時代をたくましく拓く創造性豊かでチャレンジ精神を持つ子どもたちを育成するためには、確かな学力を身につけさせ、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ学校教育(注：幼稚園・小中学校)の充実が重要な課題となっています。特に、学力については種々の調査により、低下傾向が指摘されており、その対応が求められています。

このため、子どもたちに基礎・基本を定着させ、自ら学び考えるなどの確かな学力をはぐくむための施策を推進するとともに、目的意識を持って進路選択ができるよう多様な体験活動等を通じた教育の充実を図ります。

また、たくましく生きる力を持った子どもを育成するため、園・学校が家庭や地域と連携協力して、子どもたちがいきいきと元気に学ぶことができる信頼される学校づくりを推進します。

《教育内容の充実》

1 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の推進

- (1) 子どもの学力実態の把握と学力をはぐくむための推進体制の整備に努めます。
- (2) 基礎・基本の定着のための指導を徹底するとともに、個性や能力を伸ばす教育の充実に努めます。
- (3) 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容・方法及び指導体制の改善・充実に努めます。

2 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

- (1) よりよく生きる基礎を育てる道徳教育の充実に努めます。
- (2) 家庭・地域と連携した心の教育の推進に努めます。
- (3) 生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるよう、健康教育の充実を図ります。

3 社会の変化に対応した教育の推進

- (1) 国際化の進展に対応した国際理解教育の推進及び外国語教育の充実に努めます。
- (2) ITを活用した情報教育の充実を図ります。

4 楽しく学べる教育環境の整備

- (1) いじめ・不登校問題等のない学校づくりを推進します。
- (2) 園・校舎の改修等を計画的に推進します。
- (3) 子どもの安全確保対策の改善を推進し、危機管理体制の整備・充実に努めます。

5 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

- (1) 学校の自主性・自律性を高める特色ある学校づくりを推進します。
- (2) 家庭や地域との連携協力による学校づくりを推進します。
- (3) 新たな学校運営システムによる学校づくりを推進します。

II 志を持ったたくましい青少年の育成

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、豊かな人間性や志を持ってたくましく生きる力を養う青少年を育成するためには、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域で子どもたちに豊かな心や社会性をはぐくんでいくことが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、地域社会が連携し、町ぐるみの道德教育や家庭教育の充実に努めるとともに、県民運動である「青少年アンビシャス運動」の推進に努めます。

1 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の充実に努めます。
- (2) 関係機関・団体と連携した青少年の健全育成に努めます。
- (3) 子どもの安全ボランティアの育成に努めます。
- (4) 社会教育関係団体の活性化に努めます。

2 町ぐるみ道德教育の推進

- (1) 家庭での道德教育の推進を図ります。
- (2) 地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。
- (3) 家庭・地域と連携した道德教育の推進に努めます。

3 青少年アンビシャス運動の推進

- (1) 青少年の体験活動を積極的に推進します。
- (2) 子どもの読書活動の推進に努めます。

III 豊かな人生と未来を開く生涯学習社会の実現

人々の価値観や生活様式が多様化し、心の豊かさや生きがいづくりへの志向が高まる中、町民が自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を社会の中で生かすことのできる生涯学習社会の構築が重要な課題となっています。

このため、関係機関・団体との連携を図りながら、町民の主体的な学習活動を総合的に支援する体制を整備するとともに、町民の多様な学習ニーズにこたえる生涯学習の機会や場の充実に努めます。

1 生涯学習の整備・充実

- (1) 生涯学習関係機関・団体の連携協力を努めます。
- (2) 学習情報提供及び学習相談の充実に努めます。
- (3) 社会教育施設の機能充実・利用促進に努めます。
- (4) 生涯学習の普及啓発に努めます。
- (5) 生涯学習関係団体等の活性化に努めます。
- (6) NPOやボランティア団体との連携・協力を努めます。

2 学習の機会・場の拡充

- (1) 町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。
- (2) 生きがいをはぐくむ学習機会の充実及び社会参加活動の推進に努めます。

IV 特色ある町民文化の創造

精神的に豊かで、ゆとりのある生活への志向が強まっている中、町民が創造の喜びと潤いを享受するとともに、文化芸術活動が活発に行われ、特色ある地域文化が創造されるような環境づくりが求められています。

このため、町民の様々な文化活動を支援、振興していくとともに、本町の歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を町民共通の財産として永く保存・継承し、再生・活用する施策の推進に努めます。

1 芸術文化活動の推進

- (1) 芸術文化活動への支援の充実に努めます。
- (2) 青少年に対する芸術文化活動の推進に努めます。

2 伝統文化や文化遺産の保存・継承・活用

- (1) 主要な文化遺産の保存・整備・活用を図ります。
- (2) 優れた民俗芸能の保存・継承・活用に努めます。

3 文化財愛護思想の普及啓発

- (1) 文化財保護活動の充実に努めます。
- (2) 文化財愛護思想の普及啓発に努めます。

V 生き生きとしたスポーツライフの創造

健康・体力の保持増進や精神的充実をもたらすスポーツ・レクリエーション活動を求める人が増えている中、いつでも、だれでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現が重要な課題となっています。

このため、子どもから高齢者までが、それぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツが楽しめるよう、関係機関・団体との連携を図り、魅力ある町民スポーツ活動の推進や優れた競技者の育成に努めます。

また、子どものスポーツに親しむ資質や能力を育成するために、学校における体育・スポーツ活動の充実に努めます。

1 魅力あるスポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者までのだれもがスポーツ活動に参加できる機会の拡充に努めます。
- (2) 町民ニーズに応じたスポーツ情報提供の充実に努めます。

2 スポーツ活動指導体制の整備

- (1) スポーツ指導者の確保・活用に努めます。
- (2) ジュニアからの一貫指導体制の構築に努めます。

3 学校体育等への支援

- (1) 多様なニーズにこたえる学校体育、中学校運動部活動への支援に努めます。

4 社会体育施設の利用促進

- (1) 社会体育施設、学校開放施設等の機能充実・利用促進に努めます。
- (2) 広域社会体育施設の活用推進に努めます。

VI 人権尊重精神を育成する教育の推進

心豊かな町民生活を実現するため、町民一人ひとりが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるような差別や偏見のない社会づくりが重要な課題となっています。

このため、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、広く町民の間に多元的文化、多様性を容認する共生の心を醸成するとともに、一人ひとりが相互の人権を尊重する社会となるよう、人権・同和教育をはじめとする人権教育・啓発をすべての学校・地域社会において推進します。

1 人権・同和教育及び啓発の推進

- (1) 子どもの人権尊重の意識を高める教育の充実に努めます。
- (2) 社会教育における人権に関する学習の推進・支援に努めます。
- (3) 学校・地域社会における人権・同和教育の推進・支援に努めます。